

公益財団法人 伊徳地域振興財団 財団研究助成金
2024年度 研究助成金募集要項

公益財団法人伊徳地域振興財団は地域の活性化策で、人口減少への歯止め・地域が抱えている課題の克服や改革の機会作りを目的とし、その事業及び研究を助成又は顕彰します。

1. 助成対象となる事業及び研究

純粋な基礎研究ではなく、仮説・理論・知識に基づいた次の事業及び応用研究を対象とします。

- (1) 地域の産業振興及び人口減少の課題克服に寄与する事業及び研究。
- (2) 地域における人材育成に資する事業及び研究。
- (3) 地域の伝統文化等独自性を活かした特色のある事業及び研究。
- (4) 当法人の目的を達成する為に必要な学術・技芸・慈善その他公益に関する一切の事業。

なお、上記(1)～(4)の実現性・実効性を高める為、産学連携についても期待するものであります。

2. 応募資格

- (1) 上記の助成対象の事業又は研究に従事している研究者。
- (2) 大学生・大学院博士課程に在籍または修了者は、所属する学部学科の長、その他の場合には所属研究機関の長の承認を得た上での提出として下さい。

3. 応募方法

- (1) 様式1<研究助成金申請書>に、必要事項を記入して下さい。
- (2) 様式2<申請者履歴書>に、研究責任者の履歴を記載して下さい。
- (3) 様式3<研究助成金申請テーマレポート>に、研究テーマについて解り易く概要と目的、達成成果(1年後の具体的成果)を記載して下さい。
注)①テーマレポート枚数は補足資料含め5枚以内。②カラー表記での記載も受け付けます。
- (4) 上記の(1)～(3)の書類全てを、2025年1月31日(消印有効)までに、下記送付先まで郵送して下さい。なお、必ずコピーを控えに取って置いて下さい。

4. 助成対象期間

- (1) 2025年4月から2026年3月末日までの1年間。
- (2) 本財団は単年度予算で運営されていますので、事業又は研究の成果も1か年を基本といたします。
諸事情により、1か年で終了が不可能となった場合は、1か年終了時点で中間報告の提出を必須とします。

5. 研究助成金額、件数及びその使途

- (1) 研究助成金 1件あたり最大100万円以内で、各年度の総額は300万円以内とします。
- (2) 研究助成金使途 申請される研究に直接関わる設備費・消耗品費・旅費等を対象とします。
なお、申請者が所属する組織等の間接経費、一般管理経費は助成の対象外です。

公益財団法人 伊徳地域振興財団 財団研究助成金
2024年度 研究助成金募集要項

6. 応募期間

- (1) 2024年10月1日より2025年1月31日までといたします(2025年1月31日消印有効)。
- (2) 財団で申請書類受付け終了後、申請者あてに受付け終了の連絡をメール送信いたしますが、申請書の発送後5日を超えても受付け終了メールが受信出来ない場合は、当財団までメール又は電話にて連絡をお願いいたします。

7. 助成金交付の時期

- (1) 2025年4月より手続きを開始し、2025年5月末までに交付完了を予定しております。
- (2) 研究助成の贈呈式を2025年4月中に実施する予定です。(日時は決定後に助成金贈呈者に連絡します)
なお、助成対象となられた方は、贈呈式時に<研究取り組みテーマレポート>の発表を、お願いいたします。
- (3) 当財団の助成対象先については、毎年5月末までに当財団ホームページで、公開させていただきます。
(研究テーマとその取り組みレポート、研究代表者名、研究機関名<大学名等>、助成金金額)

8. 選考方法

- ・ 当財団の選考委員会において選考し、理事会での承認受け後に最終決定となります。
評価のポイント 1) 卓抜したアイデア(企画力)、2) 旺盛なチャレンジ精神(実行力)、3) 期待される成果(実現性)

9. 選考結果の通知と提出書類

- ・ 助成対象が決定次第、申請者の皆さまに、採否、助成金額、助成期間の説明資料及び誓約書等、一緒にご提出頂く書類を同封致します。

10. 助成金の返還請求について

- ・ 本財団は、助成対象の事業又は研究者が以下の事由に該当する場合、助成金の交付の決定の取消し又は返還を求めることができます。
 - (1) 虚偽の内容による申請、又は選定された申請の内容の研究をしない場合。
 - (2) 事業又は研究を中止した場合。
 - (3) 本財団に上記4.(2)の報告がなく、また内容が虚偽であった場合。
 - (4) その他本財団の助成の趣旨に対し、著しい違反行為があった場合。

11. 年次報告(研究助成金対象者)

- (1) 様式6<研究結果報告書>に、1年間の研究結果を記載して下さい。
 - ・ 研究結果について、外部公表又は研究機関内での報告実績若しくは予定についても、日時場所等記載してください。
- (2) 様式7<助成金使用支出明細書>に、助成金の使用実績を記載して提出して下さい。
- (3) (1)と(2)の書類は、2026年4月末までに当財団着で提出していただきます。
注) 新型の感染症等の感染拡大の防止策の実施で、助成対象の研究テーマ取組みに影響が及ぶとの申請を受けた場合は、理事会の承認を受けた後に、報告期限を延長する場合があります。

12. 変更事項の届出の義務

- ・ 申請者や研究の代表責任者、所属機関、助成金用途等に変更があった場合は、必ず変更を届出て下さい。

公益財団法人 伊徳地域振興財団 財団研究助成金
2024年度 研究助成金募集要項

13. 財団からのお願い

- ・助成金対象の研究結果のマスコミ発表・論文掲載時、公益財団法人伊徳地域振興財団の研究助成金を受けて実施等の記載を可能な限り、お願いいたします。
- ・英文論文時の財団名は次の通りです。 ITOKU Regional improvement Foundation (Public interest)

14. 応募書類の送付先及び応募に関すること等・その他の問合せ先。

<送付先>

公益財団法人 伊徳地域振興財団
住所 〒017-0046
秋田県大館市清水四丁目4番15号
株式会社 伊徳本社内
公益財団法人 伊徳地域振興財団 事務局宛
※募集要項等へのお問合せは、右のメールアドレスまで

<問合せ先>

公益財団法人 伊徳地域振興財団
株式会社 伊徳 財務部兼財団事務局
日景 妥(ヒカゲ ヤスシ)
Tel 0186-49-2252
携帯 090-6021-6516
E-mail y.hikage@itoku.co.jp

応募書類の記載に関する注意事項

1. 提出書類は募集要項上の用紙を使用し、締め切り日までに提出して下さい。